

# 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案 関連資料



令和8年度当初予算案 1.5百万円（28百万円）※（）内は前年度当初予算額

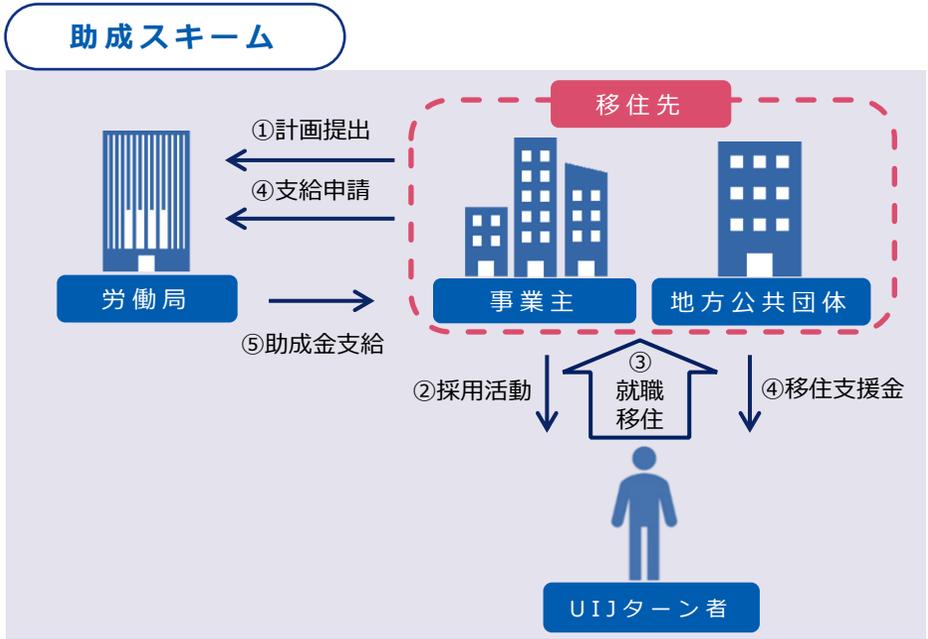
## 1 事業の目的

東京一極集中の是正を図り、地方創生を推進する観点から、東京圏（一定の要件を満たす地域）から東京圏以外の地域へのUIターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材の確保を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））※1を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用したUIターン者を採用した事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

対象事業主	東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域（※2）に所在する事業所において対象労働者を1名以上雇い入れた事業主
助成対象経費	対象労働者の採用に要した次の経費 ① 就職説明会等の実施に係る経費（オンラインによる実施に係る経費を含む。） ② 募集・採用パンフレット等の作成経費（※3） ③ UIターン者の採用に向けた外部専門家によるコンサルティング経費
対象労働者	地方公共団体から移住支援金（※4）の支給を受けた労働者（新規学卒者を除く）
助成額	助成対象経費に1/2（中小企業以外は1/3）を乗じた額（上限100万円）
実施主体	国（都道府県労働局）



●支給実績：0百万円（令和6年度）

※1 令和4年度以前の名称は「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）」  
 ※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の関係法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。  
 ※3 デジタル田園都市国家構想交付金を活用したマッチング支援事業により支援する経費を除く。  
 ※4 移住支援金は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して創設されたものに限る。

# 特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者コース・中高年層安定雇用支援コース・就職氷河期世代安定雇用実現コース(経過措置))

要件の見直し

令和8年度当初予算案 475億円 (468億円) ※ ()内は前年度当初予算額

特定就職困難者コース 446億円 (440億円)

中高年層安定雇用支援コース 23億円 (9億円)

就職氷河期世代安定雇用実現コース(経過措置) 6億円 (20億円)

労働保険特別会計			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

## 1 事業の目的

60歳以上の高齢者や障害者、不安定な就労状況にある就職氷河期世代を含む中高年層など、就職が特に困難な者の雇用機会の増大や安定雇用を図るため、これらの者をハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

## 2 事業の概要

高齢者(60歳以上の者)について、ハローワークや民間の職業紹介事業者において、就労に向けた支援として職業安定局長が定めるもの(担当者制の職業相談等の個別支援)を受けていることを要件とする。

助成金の種類	対象労働者	助成内容	
		助成対象期間	支給額
特定就職困難者コース	・ 高齢者(60歳以上) ・ 母子家庭の母等 ・ 障害者 ・ ウクライナ避難民等	1～3年	30～240万円 (2～6期に分けて支給)
中高年層安定雇用支援コース	35歳～60歳未満の不安定雇用就労者	1年	30～60万円 (2期に分けて支給)

※ 中高年層安定雇用支援コースを令和7年度から新設。

※ 就職氷河期世代安定雇用実現コースは、令和6年度限りで廃止。  
(経過措置分のみ計上)

※ 助成対象期間や支給額は、対象労働者、企業規模等によって異なる。

※ 支給額は、支給対象期(6か月)ごとに対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とする。

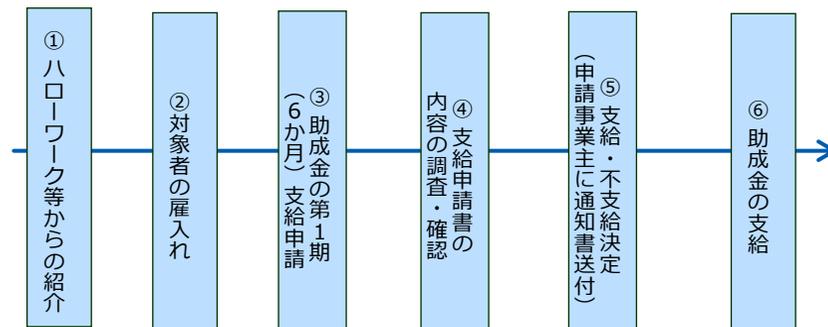
## 3 実施主体等

実施主体：国

事業実績：支給決定件数(令和6年度)

- ・ 特定就職困難者コース：162,503件
- ・ 就職氷河期世代安定雇用実現コース：7,098件

### 事業スキーム



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

# 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース) (経過措置)

令和8年度当初予算案 4.9億円 (137億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

## 1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、60歳以上の高齢者や障害者、不安定な就労状況にある就職氷河期世代を含む中高年層など、就職が特に困難な者の雇用機会の増大や安定雇用を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、デジタル等の成長分野への労働移動支援を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動を希望する者を雇い入れる事業主に高額助成を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れた上で

### ① 成長分野メニュー

成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

### ② 人材育成メニュー

人材育成計画を策定し、人材育成※1を行ったうえで賃金引き上げ※2を行う事業主に対して、高額助成（通常コースの1.5倍）を行う。

- ※1 50時間以上の訓練が対象（公的職業資格の取得を目的とする教育訓練給付の指定講座等は50時間未満も可。）
- ※2 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

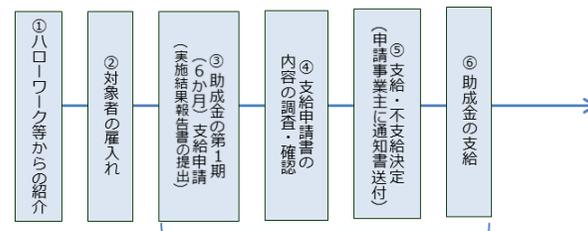
本コースは令和7年度限りで廃止

## 3 実施主体等

実施主体：国

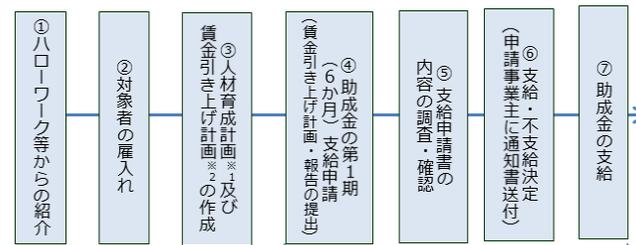
事業実績：支給決定件数（令和6年度） 844件

### ① の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

### ② の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

- ※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要
- ※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

# 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

要件の見直し

令和8年度当初予算案 5.7億（7.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等（※）において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

※地域活性化雇用創造プロジェクトを実施する都道府県の承認を受けた事業主を対象とする特例措置を設けている。

## 支給要件（現行）

対象事業主	厚生労働大臣が選定した地域活性化雇用創造プロジェクト（以下「地プロ」）を実施する都道府県の承認を受けた事業主			
主な支給要件	地プロが実施される区域内に事業所を設置・整備の上、実施主体の都道府県に居住する求職者を <b>正規雇用労働者※</b> として3名以上（創業の場合は2名以上）雇い入れること。 ※当該事業所で働く通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と、適用される賃金制度と1週間の所定労働時間が同一の者に限る。			
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成（1年ごとに3回支給）。第1回目の支給時に対象労働者（正規雇用労働者）1人あたり50万円が上乗せ支給され、1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限。			
設置・整備費用	対象労働者の増加人数 (注) 括弧は創業の場合			
	3 (2) ~4人	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

対象労働者の雇入れ  
※正規雇用労働者3名以上  
(創業の場合は2名以上)



(正規雇用) (正規雇用) (正規雇用)



## 要件見直しの内容（案）

「正規雇用労働者として3名以上（創業の場合は2名以上）雇い入れること」という現行の要件を「労働者を3名以上、うち少なくとも1名は正規雇用労働者を雇い入れること」に改定

主な支給要件	地プロが実施される区域内に事業所を設置・整備の上、実施主体の都道府県に居住する求職者を <b>3名以上</b> （創業の場合は2名以上）、うち少なくとも1名は <b>正規雇用労働者（※）</b> を雇い入れること。 ※当該事業所で働く通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と、適用される賃金制度と1週間の所定労働時間が同一の者に限る。 ※上乗せは雇い入れた正規雇用労働者の人数に応じて支給（正規雇用労働者1人あたり50万円）
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対象労働者の雇入れ  
※3名以上  
(創業の場合は2名以上)  
(うち少なくとも正規雇用労働者1名)



(正規雇用) (正規雇用) (正規雇用)

令和8年度当初予算案 1.3億円（3.6億円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例による助成を行う。

## 2 事業の概要・助成内容

### 事業の概要

- 対象地域  
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
- 特例措置期間  
当該特例措置期間（令和8年3月31日）まで
- 支給要件  
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成  
  - （注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む  
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
  - （注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
- 助成期間  
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- ※ 大規模雇用開発計画に係る特別措置  
・100人（200人）以上の雇入れ及び設置・整備費用が50億円以上の場合  
1億円（2億円）を助成
- ※ 地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特例  
・正社員の雇入れ1人あたり、50万円上乗せ（上限20人）

### 助成内容

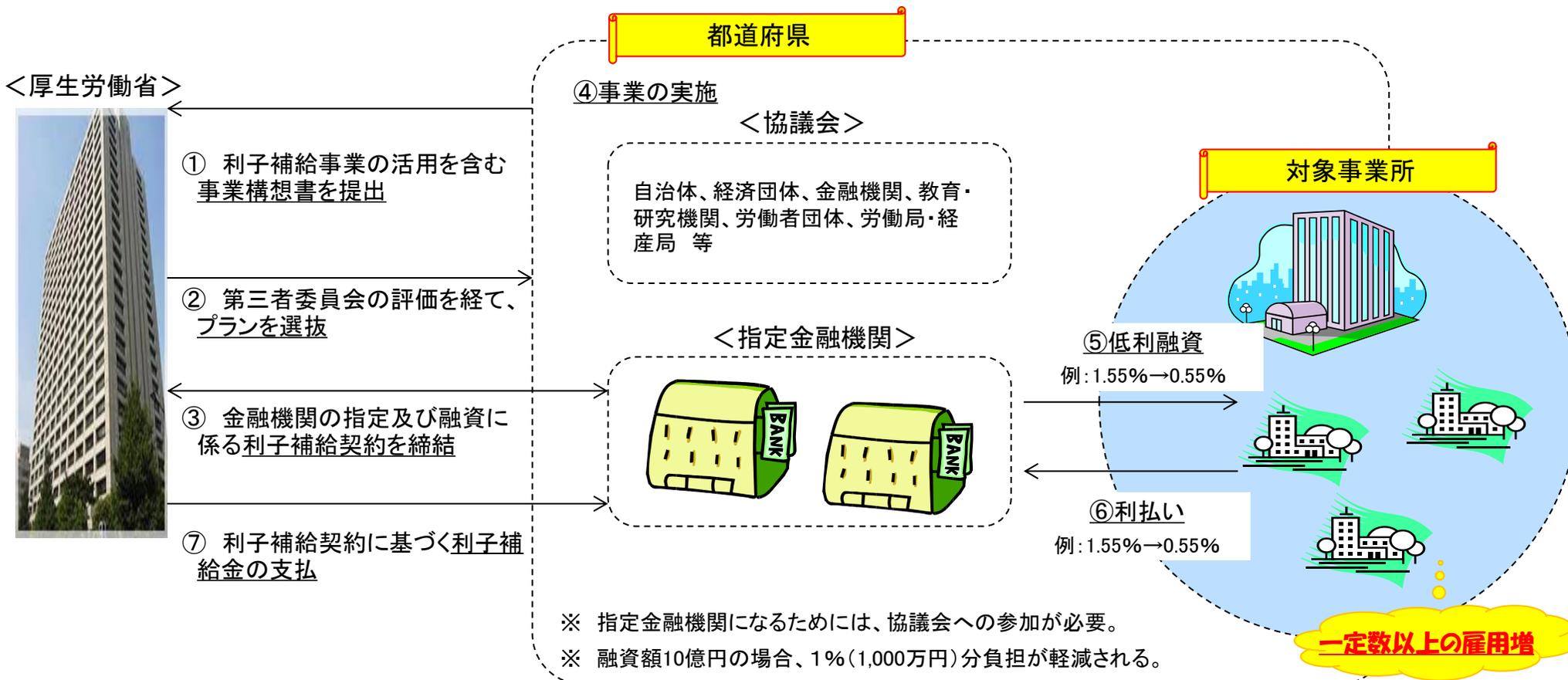
設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

経過措置(令和7年度をもって支給終了)

### 【概要】

- 地域活性化雇用創造プロジェクト(平成30年度以前に採択された地域に限る。)に参加する企業のうち、融資期間内に一定数以上雇用を増加させるものに対して、協議会に参加する金融機関で国が指定したものが融資を行う場合に、利子補給を行う。
- 利子補給は当該融資の1.0%を上限とする(利子補給の期間は最長5年間、1件あたりの対象融資限度額10億円)。例えば、基準金利1.55%の場合に1.0%の利子補給を行うことにより、0.55%の利率で受けることができる。



※ 本利子補給金は政治資金規正法第22条第3項第1項による寄付制限の例外に該当。

# 建設事業主等に対する助成金

期限延長

令和8年度当初予算案 71 億円 (69億円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

建設業においては、技能者のうち60歳以上の割合が約4分の1を占める一方、29歳以下は全体の約12%となっており、若年労働者等の確保・育成、技能継承が極めて重要な課題となっている。本助成金では、建設労働者雇用改善法第9条に基づき、建設事業主等に支援を行うことで、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上、雇用の安定を促進することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体・事業実績

### トライアル雇用助成金

#### ◆ 若年・女性建設労働者トライアルコース

職業経験の不足などから就職に不安のある若年者（35歳未満）や女性を対象として、試用雇用を行った場合に支給されるトライアル雇用助成金（一般・障害者トライアルコース）に上乗せ助成。

助成額	対象者1人あたり4万円/月（最大3か月）
-----	----------------------

### 人材確保等支援助成金

#### ◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

魅力ある職場づくりにつながる取組や広域的な職業訓練の推進活動を実施した場合に助成。

助成区分	助成率等
経費助成	中小建設事業主：60%
	中小建設事業主以外：45%

等（※1）

#### ◆ 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

建設キャリアアップシステム（CCUS）等を活用した雇用管理改善を目的とし、以下の場合に助成。  
 <雇用管理改善促進事業> 中小建設事業主が、昇格認定を受けた技能者の賃金を5%以上増加  
 <普及促進事業> 建設事業主団体が普及促進に向けた事業を実施（令和8年度限り）

事業名	助成区分	助成額・率等
雇用管理改善促進事業	経費助成	中小建設事業主：16万円/人年
普及促進事業	経費助成	中小建設事業主団体：66.7%
		中小建設事業主団体以外：50%

#### ◆ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

建設現場の女性専用トイレ・更衣室を整備した場合や作業員宿舎等を確保（石川県）した場合に助成。

助成区分	助成率
経費助成	60%

等（※1）

### 人材開発支援助成金

#### ◆ 建設労働者認定訓練コース

能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成。

助成区分	助成率・額	生産性向上助成 (上乗せ支給) (※2)	賃金向上助成・資格等手当助成 (上乗せ支給)
経費助成	16.7%	-	-
賃金助成	3,800円/人日	1,000円/人日	1,000円/人日

#### ◆ 建設労働者技能実習コース

CCUS技能者情報登録者における割増措置の延長

若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成。

助成区分	助成率・額等	生産性向上助成 (上乗せ支給) (※2)	賃金向上助成 ・資格等手当助成 (上乗せ支給)
経費助成	中小建設事業主（20人以下）：75%	15%	15%
	中小建設事業主（21人以上） 35歳未満：70%	15%	15%
	中小建設事業主（21人以上） 35歳以上：45%		
	中小以外の建設事業主（女性労働者のみ支給対象）：60%	15%	15%
賃金助成	中小建設事業主（20人以下）：(※3) 8,550円/人日 <9,405円/人日>	2,000円/人日	2,000円/人日
	中小建設事業主（21人以上）：(※3) 7,600円/人日 <8,360円/人日>	1,750円/人日	1,750円/人日

等

※1 賃金向上助成の上乗せ支給も実施。

※2 令和4年度までの支給要領に基づき、当該コースの助成金を受給した建設事業主を対象とした経過措置。

※3 CCUS技能者情報登録者の場合は、賃金助成額（上乗せ支給分は除く）を1.1倍にして助成（令和8年度まで）。

○実施主体・スキーム：労働局（助成金の支給）→ 建設事業主等（助成対象の取組を実施）

○令和6年度支給実績（3助成金の合計）：6,272,576千円（135,994件）